

各相談支援事業者等 代表者 様

兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課長

兵庫県における相談支援専門員の臨時的取扱いについて

平素は、本県障害福祉行政の推進にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、令和 2 年度相談支援従事者現任研修（以下「現任研修」という。）については、兵庫県においては新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、規模を大幅に縮小して実施する予定です。これに伴う影響を踏まえ、相談支援専門員の資格有効期間について、臨時的に下記のとおり取り扱うこととしましたので、ご了知いただくとともに、貴所属相談支援専門員へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1 対象者

兵庫県内に所在する事業所に所属する者（予定を含む。）のうち、次の(1)または(2)のいずれかに該当する者

(1) 有効期間が令和 3 年 3 月 31 日までの者（次の①または②のいずれかに該当）で、令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日までの間に相談支援専門員として従事した期間が 1 日以上である者、または令和 2 年度現任研修を選考の結果受講できなかった者

① 平成 22 年度相談支援従事者初任者研修（以下「初任者研修」という。）を修了し、平成 23 年度～平成 27 年度に実施された現任研修を修了した者のうち、平成 28 年度～令和 2 年度に実施された現任研修を修了していない者

② 平成 27 年度初任者研修を修了した者のうち、平成 28 年度～令和 2 年度に実施された現任研修を修了していない者

(2) 有効期間が令和 4 年 3 月 31 日までの者（次の①または②のいずれかに該当）で、令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日までの間に相談支援専門員として従事した期間が 1 日以上である者、または令和 2 年度現任研修を選考の結果受講できなかった者

① 平成 23 年度初任者研修を修了し、平成 24 年度～平成 28 年度に実施された現任研修を修了した者のうち、平成 29 年度～令和 3 年度に実施された現任研修を修了していない者

② 平成 28 年度初任者研修を修了した者のうち、平成 29 年度～令和 3 年度に実施された現任研修を修了していない者

2 有効期間の取扱い

(1) 1 (1)に該当する者

令和4年3月31日までの間、現任研修を修了したものとみなす。

(2) 1 (2)に該当する者

令和5年3月31日までの間、現任研修を修了したものとみなす。

3 留意事項

(1) 本通知の取扱いについて個別に修了証等は発行しませんので、市町から資格要件を証する書類を求められる場合は、これまで受講した相談支援従事者研修の修了証及び本通知並びに令和2年度現任研修の選考の結果受講できなかった場合は受講不可通知を提示してください。

(2) 相談支援専門員として従事するためには、初任者研修修了年度の翌年度から起算して5年度毎に現任研修を受講する必要がありますが、本通知の取扱いをもって起算年度が変わることはありません。

【例：平成27年度に初任者研修を修了した方の場合】

平成 27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
初任者 研修						延長				

現任研修受講 この間に現任研修受講が必要

問合せ先
兵庫県健康福祉部障害福祉局障害福祉課
障害政策班 奥村
電話：078-341-7711（代表）内線 2966